

共同親権訴訟

令和6年1月25日

稲坂将成法律事務所
弁護士 稲坂将成
同 古賀礼子
同 富田 隼

1. 基本事項

第1審 : 令和元年11月22日東京地方裁判所にて提訴

事件番号 : 令和元年(ワ)第31444号 損害賠償請求事件

原告 : 宗像充ほか11名

(全12名 東京・長野・北海道・富山・埼玉・京都・広島在住)

被告 : 国

判決 : 令和5年6月22日 請求棄却

控訴審 : 令和5年7月3日付控訴状

事件番号 : 令和5年(ネ)第3714号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 : 宗像充ほか10名

(全11名 東京・長野・北海道・富山・埼玉・京都・広島在住)

被控訴人 : 国

2. 当事者の訴え要旨

単独親権制の問題点 : 親が子を養育する利益を無視している

父母間に子の養育に関する意見の対立があってもこれを調整する仕組みを一切用意せず、事実上の父母間の力関係に解決を委ねるか(これを解決というのかどうかはともかく)、当初からの単独親権(認知等の場合)及び単独親権への移行(離婚の場合)によって養育に関する決定権そのものを一人の親に集中させることによって解決する制度⇒養育権を侵害している

①養育権 : 親が子を養育することは基本的人権であること

②平等原則違反 : 非婚の父母と婚姻中の父母を分けることの不合理性

3. 第一審判決

①について⇒人権性否定

②について⇒差別規定であることを前提に合理的差別であるとして不問にする

4. 控訴審での議論

①養育権の人権性

c f. 大阪地方裁判所令和5年7月31日判決

「国家から不当に介入されることのない自由権としての「子が親に養育される自由」「親が子を養育する自由」はいずれも個人の人格的生存に不可欠な利益とすべきであり、憲法上の権利として保障される人格権の一内容として、憲法13条によって保障される」⇒養育権の人権性を認める裁判例に言及した主張

②被控訴人の答弁

「非親権者、別居中の親権者あるいは未成年の子がいない親（あるいはその相続人ら）である本件の控訴人らとは事情が異なっている」

⇒別居や親権のない親という概念＝親の養育権を否定

5. 立法案について（原告準備書面4における主張）

①現行法の民法818条3項の「父母の婚姻中は、」の記載は、…明らかに違憲であるから削除すべき

父母は婚姻中か否かに関わらず原則親権者となる・・・必然的に、父母の地位を調整する規定が必要となる・・・

②共同親権者たる父母の養育権を保障しこれを適切に調整するための立法が必要となる。

国家や他の私人（他方親を含む）によって養育に関する親の利益に不当に踏み込まれることのないよう十分な注意は必要である。特に我が国においては、現行法の内容やこれまでの運用がそうであるように、曖昧な「子の福祉」だけが独り歩きすることで、重要な利害関係人であるはずの「親」の立場・利益を半ば無意識的に捨て去ってきた歴史と現在がある。現行法が、親個人の地位を無視して、非婚時一律単独親権とすることはまさに本件で訴えていることの中核である。親の養育意思や能力を一切問題にすることなく、非婚時は一律に父母の一方は親権を奪っても構わないという現行法の価値判断は、親という立場・利益を元々無視しているからこそなせる業なのである。それ以外にも法解釈の前提として、親個人の子を養育する利益を完全に無視した考え方も横行してきた。

・・・我が国における「親」の地位・利益が認識されてこなかった歴史と現状の中では、親の養育権調整のために最終判断を裁判所に委ねたとしても、その価値判断基準が曖昧なままでは、実際の運用上親の養育権保障が骨抜きになりかねない。この点は、我が国の特徴的な問題として法改正においても十分注意すべきと原告は考える。・・・

6. 本日の判決について